

令和 4 年 1 月 13 日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 山川 隆一 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 守島 基博

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

令和 4 年 1 月 13 日付け厚生労働省発職 0113 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

- 1 本部会として、雇用保険財政の在り方に関する今後の検討に際し、以下のとおり公労使一致の意見を付す。
 - 財政を含めた雇用保険制度全体の在り方について、拙速に議論を進めることは避け、雇用保険制度の当事者たる公労使が一致して納得のいく結論を出せるよう、厚生労働省は必要な資料を時間的余裕をもって提示し、改正案の内容について明確かつ合理的な説明を行うなど、丁寧な会議運営を行うべきである。
 - 本審議会においてこれまで本則（4分の1）復帰を求める意見が出された点も踏まえ、今回の諮問案における求職者給付に係る国庫負担の仕組みの導入後においても、引き続き、新たな国庫繰入制度を含めた雇用保険財政の在り方について、制度・運用両面において継続的に検証・検討し、必要な対応を行うよう強く求める。
 - 今般のコロナ禍に対応するため、雇用保険制度において講じた様々な特例的な対応について、特に雇用調整助成金の長期にわたる前例のない特例措置が雇用保険財政に与えた影響を含め、公労使が参加する労働政策審議会において検証を進め、将来の有事における対応に資する必要がある。

- 雇用保険制度は労働者や使用者が負担する保険料と国庫負担から成り立つ仕組みであり、今回新たな国庫負担の仕組みを導入したとしても、雇用保険財政の建て直しに向けてまさにこれから取り組んでいく状況であることから、雇用保険事業における諸給付及びその費用負担の在り方について、引き続き、労働政策審議会において総合的に検討を行うべきである。
- 2 上記の意見を厚生労働省が最大限尊重することを前提に、厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。